

埼玉県で人権に関する条例が施行されました

問い合わせ/やさしさ支援課(内線3421)

埼玉県 性の多様性を尊重した社会づくり条例

県では、自分が好きになる相手、性的な関心の対象となる性についての指向(性的指向)や、自分の性についての自認(性自認)が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる社会を目指して「埼玉県 性の多様性を尊重した社会づくり条例」を7月8日に施行しました。条例を基に、理解の増進や相談体制の整備、LGBTQ※の方が暮らしやすい環境づくりなどに取り組み、性の多様性が尊重された社会の実現を目指します。

また、県や市等では相談の窓口を設けています。一人で悩まずに、相談窓口をご利用ください。

※Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー)、Queer (クイア)やQuestioning (クエスチョニング)の頭文字を取った言葉で性的マイノリティを表す総称のひとつ



相談窓口	連絡先	相談時間
鴻巣市性的マイノリティに関する悩み事相談	☎ 541-1321 に電話 (やさしさ支援課)	毎月第1・4木曜日 14時～15時(予約優先)
にじいろ県民相談 (埼玉県LGBTQ県民相談)	☎ 0570-022-282 に電話又はLINE 	毎週土曜日(年末年始除く) 18時～22時(最終受付21時30分)
よりそいホットライン	☎ 0120-279-338 に電話 ※ガイダンスにそって#4	24時間年中無休



▲条例の詳細は
県HPを
ご覧ください



鴻巣市では性別などの違いに関係なく、市民一人ひとりの個性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができ、思いやりのある住みよい鴻巣市の構築を推進するため「鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を実施しています。制度の詳細は市HPをご覧ください



埼玉県 部落差別の解消の推進に関する条例

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、県内では、土地の売買に際して市町村窓口へ同和地区の問い合わせをする、戸籍・住民票の不正取得、差別的な内容の貼り紙をするなどの行為や、インターネット上に同和地区に関する差別情報が掲載・拡散されるといった問題が発生しています。

それを受け、県では部落差別の禁止事項等について明記した「埼玉県 部落差別の解消の推進に関する条例」を7月8日に施行しました。差別を解消するためには、部落差別について正しく理解するとともに、自らの問題として捉え、行動していくことが大切です。差別のない社会の実現を目指して、みんなで取り組みましょう。

◇条例では、以下の行為による部落差別を禁止しています

- ・ 図書、地図その他資料の流布
- ・ インターネットの利用による情報の提供
- ・ 結婚又は就職に際しての身元の調査
- ・ 土地建物等を取引の対象から除外するための調査



▲条例の詳細は県HPをご覧ください

